

議第 110 号

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例（平成16年下呂市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（5） <u>下呂市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（6） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（5） <u>下呂市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動</u></p>	<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>（再任用職員を除く。）</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（5） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（法第10条第1項に規定する条例で定める職員）</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>（再任用職員を除く。）</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p>

改正後	改正前
<p>期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項第1号及び第10条第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

3 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年下呂市条例第〇号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、下呂市職員の定年等に関する条例（平成16年下呂市条例第30号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

【参考資料】

公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 公益的法人等へ派遣できる職員から除く職員に、特例任用となった管理監督職を追加します。

（第2条関係）

- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項に規定する条例で定める職員に、特例任用となった管理監督職を追加します。

（第10条関係）

- (3) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

（附則第1項関係）

- (4) 改正後の第2条第2項第1号及び第10条第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しません。

（附則第2項関係）

- (5) 現に定年の期限を延長する者を下呂市職員の定年等に関する条例の改正後の定年の期限を延長する者とみなし、改正後のこの条例を適用します。

（附則第3項関係）